

地方公共団体等から受けた 特定個人情報の取扱いに関する報告結果を公表します

令和 7 年 10 月 29 日

※ この報告は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 29 条の 3 第 2 項及び特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 4 号）に基づき、個人情報保護委員会が地方公共団体等に対して、特定個人情報の取扱状況を把握するために定期的に求めているものです。

今回の報告においては、令和 7 年 3 月 31 日現在における安全管理措置の実施状況及びデータ入力業務における委託・再委託の実施状況について報告を求め、おおむね必要な措置が講じられていることを確認しました。

個人情報保護委員会は、地方公共団体等における特定個人情報の取扱いが、より適切なものになるよう、引き続き、関係機関の協力も得ながら各種の取組を実施していきます。

特定個人情報とは、マイナンバー（個人番号）を
その内容に含む個人情報のことです



<問合せ先>
個人情報保護委員会事務局
監視・監督室
電話：03-6457-9680（代）

特定個人情報の取扱いの状況に係る 地方公共団体等による定期的な報告について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 29 条の 3 第 2 項及び特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 4 号）第 2 条に基づき、地方公共団体等から報告を受けた。

1. 対象機関

- (1) 都道府県、市区町村（1,788 機関）
 - (2) 基礎項目評価書を提出した^(注)教育委員会等（417 機関）
- 合計（(1)+(2)）2,205 機関

（注）番号法に基づき、地方公共団体等は、特定個人情報の取扱いに関して、事前に自らリスクを評価し、そのリスクを軽減するための措置等について文書で公表する特定個人情報保護評価を実施することとされている。対象人数等により、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提出する評価書の様式が異なり、基礎項目評価書、重点項目評価書、全項目評価書の順に記載内容がより詳細になっている。基礎項目評価書は、特定個人情報保護評価を実施する全ての機関が提出する様式。

基礎項目評価書：対象人数が 1,000 人以上 1 万人未満

重点項目評価書：対象人数が 1 万人以上 30 万人未満

全項目評価書：対象人数が 30 万人以上

2. 報告結果等

今回の報告においては、令和 7 年 3 月 31 日現在における安全管理措置の実施状況及びデータ入力業務における委託・再委託の実施状況について報告を求め、おおむね必要な措置が講じられていることを確認した（別紙参照）。

各機関における対応状況は、大半の機関において必要な措置が講じられているものの、いまだ実施できていない機関も一部存在している。委員会としては、情報漏えい等を未然に防ぐためには、ログの分析等を定期的に行うことが有効であると考えられること、また、近年、地方公共団体から委託を受けた事業者において個人情報の漏えい等事案が発生していることから、特に、ログの分析等の項目及び委託・再委託の項目において、未実施項目等がある機関に対して引き続き個別に助言等を行うこととする。また、その他の安全管理措置の項目についても、未実施項目等がある機関に対して、委員会ホームページに掲載されている参考資料を案内するとともに注意喚起を行う。

委員会としては、地方公共団体等における特定個人情報の取扱いがより適切なものになるよう、引き続き、関係機関の協力も得ながら各種の取組を実施していく。

特定個人情報の取扱いの状況に係る 地方公共団体等による定期的な報告について

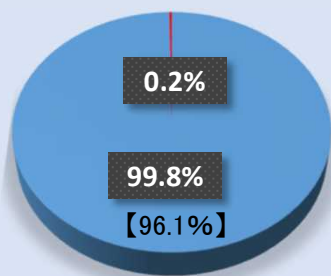
1. 安全管理措置の実施状況

【規程及び事務の範囲】

■ 実施済又は令和7年度中に実施予定。
（【 】内の数値は、実施済の割合）

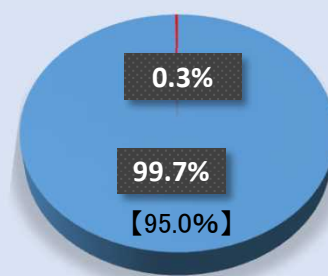
■ 令和7年度中に実施できない。

① 特定個人情報等に係る規程の整備



実施済又は翌年度中に実施予定の割合
（【 】内の数値は、実施済の割合）
令和5年度：99.5%【95.8%】
令和4年度：99.5%【94.6%】

② 事務の範囲の明確化と事務取扱担当者の指定



実施済又は翌年度中に実施予定の割合
（【 】内の数値は、実施済の割合）
令和5年度：99.6%【94.7%】
令和4年度：99.5%【93.2%】

概要

○ ほとんどの機関が「実施済」又は「実施予定」と回答している。

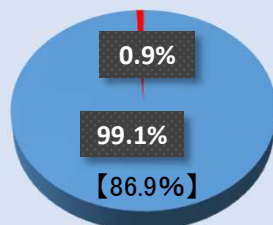
対応

規程の整備及び事務の範囲の明確化が全ての機関において速やかに行われるよう、個人情報保護委員会のHPに掲載されている取扱要領の例である「地方公共団体等における保有個人情報等取扱要領等」を案内する。

【研修】

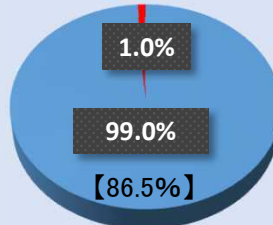
- 実施済又は令和7年度中に実施予定。
（【 】内の数値は、実施済の割合）
- 令和7年度中に実施できない。

① 事務取扱担当者に対する研修



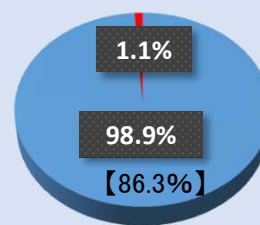
実施済又は翌年度中に実施予定の割合
（【 】内の数値は、実施済の割合）
令和5年度：99.0%【85.0%】
令和4年度：98.7%【82.1%】

② 情報システム管理者に対する研修



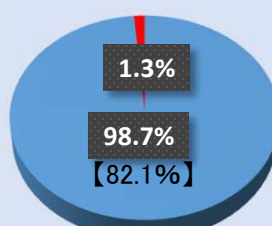
実施済又は翌年度中に実施予定の割合
（【 】内の数値は、実施済の割合）
令和5年度：98.9%【85.0%】
令和4年度：98.7%【81.7%】

③ サイバーセキュリティ研修



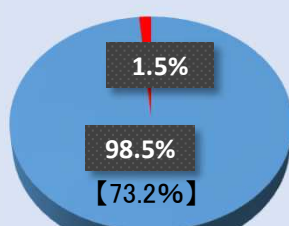
実施済又は翌年度中に実施予定の割合
（【 】内の数値は、実施済の割合）
令和5年度：98.9%【84.3%】
令和4年度：98.6%【81.2%】

④ 保護責任者に対する研修



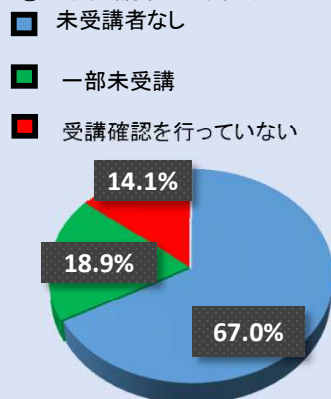
実施済又は翌年度中に実施予定の割合
（【 】内の数値は、実施済の割合）
令和5年度：98.8%【80.2%】
令和4年度：98.5%【76.4%】

⑤ 未受講者へのフォローアップ



実施済又は翌年度中に実施予定の割合
（【 】内の数値は、実施済の割合）
令和5年度：98.4%【70.6%】
令和4年度：97.9%【68.7%】

⑥ 未受講者の確認状況



今年度から追加した報告項目

概要

- ほとんどの機関が「実施済」又は「実施予定」と回答している。
- 研修を実施していない機関においては、「研修を実施するための体制が整備されていない」、「他の未実施の研修等もあり、スケジュールが確保できない」等の回答があった。
- 未受講者の確認状況について受講確認を行っていない機関においても「令和7年開催予定の研修では受講の状況を確認する」等の回答があった。

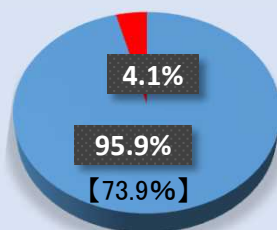
対応

専門的な知識がなくとも研修を実施できるよう、個人情報保護委員会のHPに掲載されている「特定個人情報の適正な取扱いのための各種研修資料」を案内するほか、未受講者へのフォローアップに資するよう「地方公共団体等における保有個人情報等取扱要領等」の研修出欠リストの活用を案内する。

【管理状況の把握(監査及びログの分析等)】

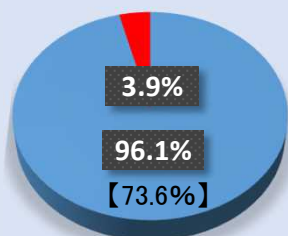
- 実施済又は令和7年度中に実施予定。
(【 】内の数値は、実施済の割合)
- 令和7年度中に実施できない。

① 特定個人情報等の管理の状況に関する監査



実施済又は翌年度中に実施予定の割合
(【 】内の数値は、実施済の割合)
令和5年度: 96.0%【72.7%】
令和4年度: 95.6%【70.8%】

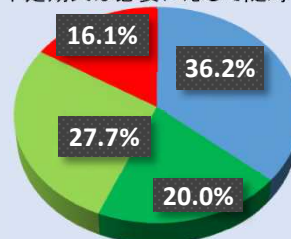
② 特定個人情報等へのアクセスログの記録と分析・確認



実施済又は翌年度中に実施予定の割合
(【 】内の数値は、実施済の割合)
令和5年度: 98.1%【74.9%】
令和4年度: 95.9%【70.4%】

③ ログの分析等の実施頻度

- 月1回
- 隔月又は3ヶ月に1度
- 年に1回～数回
- 不定期又は必要に応じて随時



今年度から追加した報告項目

概要

- ほとんどの機関が「実施済」又は「実施予定」と回答している。
- 未実施の機関においては、「実施するための体制が整備できていない」「知識を持つ職員が少ない」等の回答があった。
- 特定個人情報等へのアクセスログの記録と分析・確認において「実施済」と回答した機関のうち、約16%の機関がログの分析等の実施頻度を「不定期又は必要に応じて随時」と回答した。

対応

監査の手法が分からない機関でも実施できるよう、個人情報保護委員会のHPに掲載されている「地方公共団体等における特定個人情報等に関する監査実施マニュアル」を案内する。また、ログの分析等の手法が分からない機関でも実施できるよう、ログ分析等の手引書を提供し、個別に助言等を行う。

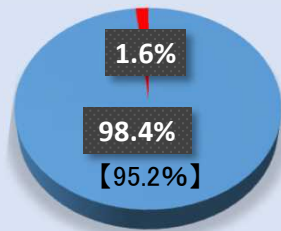
なお、不定期又は必要に応じて随時と回答した機関等に対しては、参考情報として、「特定個人情報等の利用状況のログ分析・確認について」を案内する。

【システム及び機器等の管理】

■ 実施済又は令和7年度中に実施予定。
（【 】内の数値は、実施済の割合）

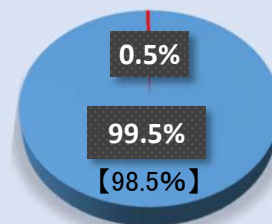
■ 令和7年度中に実施できない。

① 情報システム端末の盗難又は紛失防止策



実施済又は翌年度中に実施予定の割合
（【 】内の数値は、実施済の割合）
令和5年度：97.9%【95.0%】
令和4年度：97.9%【94.3%】

② 電子媒体等の情報システム端末への接続制限



実施済又は翌年度中に実施予定の割合
（【 】内の数値は、実施済の割合）
令和5年度：99.5%【98.5%】
令和4年度：99.4%【98.1%】

概要

- ほとんどの機関が「実施済」又は「実施予定」と回答している。
- ①及び②が未実施の機関においては、「予算の都合により実施できない」等の回答があった。

対応

必要かつ適切な安全管理措置を速やかに実施するよう、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」の該当箇所を案内する。

2. データ入力業務における委託及び再委託の実施状況

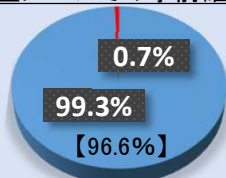
委託を実施していると回答した機関は約45%、再委託を実施していると回答した機関は約20%であった。

【委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認】

■ 令和6年度に全部又は一部で実施。
(【 】内の数値は、全部で実施の割合)

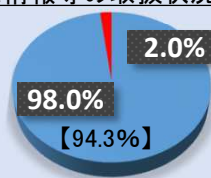
■ 令和6年度に実施していない。

① 委託先の選定時における安全管理措置についての事前確認



全部又は一部で実施の割合
(【 】内の数値は、全部で実施の割合)
令和5年度: 98.8%【96.6%】
令和4年度: 98.3%【96.0%】

② 契約期間中の委託先における特定個人情報等の取扱状況の把握



全部又は一部で実施の割合
(【 】内の数値は、全部で実施の割合)
令和5年度: 96.4%【92.4%】
令和4年度: 94.5%【90.5%】

概要

- ①についてほとんどの機関が「実施」と回答しており、委託先における安全管理措置の事前確認が行われていた。
- ①及び②が未実施となっている機関においても、過半数の機関から「令和7年度中に実施に向け対応する」等の回答があった。

対応

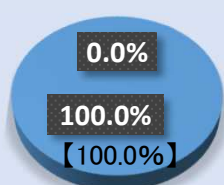
委託先の監督が全ての機関において速やかに行われるよう、「実施していない」と回答した機関を中心に手引書等を提供し、個別に助言等を行う。

【再委託の許諾手続及び再委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認】

■ 令和6年度に全部又は一部で実施。
(【 】内の数値は、全部で実施の割合)

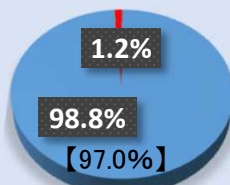
■ 令和6年度に実施していない。

① 再委託の許諾手続



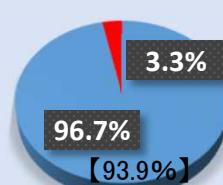
全部又は一部で実施の割合
(【 】内の数値は、全部で実施の割合)
令和5年度: 100.0%【100.0%】
令和4年度: 100.0%【98.4%】

② 許諾前における再委託先の事前確認



全部又は一部で実施の割合
(【 】内の数値は、全部で実施の割合)
令和5年度: 98.6%【97.0%】
令和4年度: 97.0%【95.6%】

③ 委託先の再委託先に対する監督状況の確認



全部又は一部で実施の割合
(【 】内の数値は、全部で実施の割合)
令和5年度: 96.3%【93.9%】
令和4年度: 93.8%【92.4%】

概要

- ②又は③が未実施となっている機関においても、「再委託先の安全管理措置の実施状況を令和7年度から確認する」等の回答があった。

対応

再委託先に対する監督状況の確認が全ての機関において速やかに行われるよう、「実施していない」と回答した機関を中心に手引書等を提供し、個別に助言等を行う。